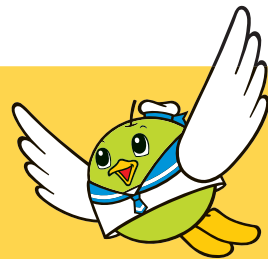


# あなたの農薬は



## 毒物・劇物ではありませんか？



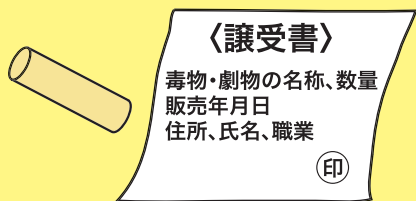
該当するものの容器には  
このような表示があります。



農薬の中にも、**毒物・劇物**があります。

毒物・劇物を取り扱う場合は、次のようなことが義務づけられています。  
きちんとできているか、もう一度チェックしてみましょう。

★購入のときには  
印かんが必要です。



★飲食用の容器に移し替えては



いけません!!

飲食物と間違っ  
て口にすると、  
大変危険です

★かぎ付きの専用保管庫などに厳重に  
保管し、盗難にあったり紛失したり  
しないよう、常に注意しましょう。

●保管庫などには「医薬用外」及び「毒物」  
「劇物」の表示が必要です。



テロ防止対策のためにも、農薬の保管・管理に御協力ください。

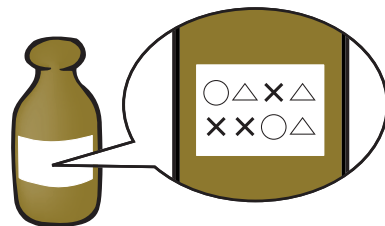
切り取って農薬保管庫等に貼ってください。

医薬用外毒物

医薬用外劇物

# 農薬は正しく使用しましょう！

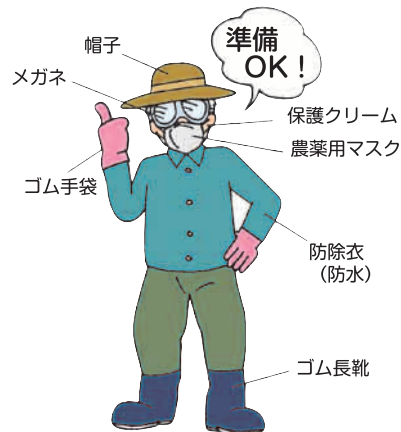
農薬容器のラベルに書いてある  
使用方法、使用基準を守りましょう。



## 散布するときは……

- ゴム手袋、防護マスク、防除衣などを必ず着用しましょう。
- 風向きなどに十分注意し薬液等を浴びないように注意しましょう。
- 体調が悪いときは、散布作業をしないようにしましょう。
- 気分が悪くなったら、直ちに医師の診察を受けましょう。

※もし万が一、皮膚についた時は石けんでよく洗い、目に入ったらよく水洗いをして、医師に相談してください。この時、医師に詳細（農薬の商品名や使用量など）を伝えられるようにしてください。

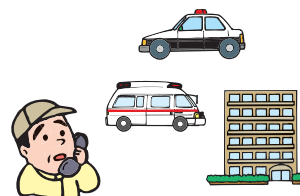


## 散布作業がおわったら……

- 顔などの皮膚露出部分を石けんなどでよく洗いましょう。
- 空容器は放置したりむやみに捨てず、適正に処理しましょう。
- 農薬が不要になっても、そのまま捨ててはいけません。  
一定の基準に従わなければ廃棄できず、むやみに捨てると処罰されます。

## 事故が起きたときは……

飛散し、漏れ、流れ出、しみ出た場合で、万一危害が生じるおそれがある場合は、すぐ関係機関（保健所、消防署、警察署）へ届け出るとともに、必要な応急措置を講じてください。  
盗難・紛失の場合は、すぐに警察署へ連絡しましょう。



### ◎毒物劇物に関するご相談は

● 最寄の総合事務所福祉保健局

東部 ☎ 0857(22)5691

中部 ☎ 0858(23)3144

西部 ☎ 0859(31)9316

● 鳥取県福祉保健部医療指導課

☎ 0857(26)7203

### ◎農薬に関するご相談は…

● 最寄の総合事務所生活環境局

● 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

☎ 0857(26)7247

鳥 取 県